第1章 宮城県地域交通プランについて

1 プラン策定の趣旨

県では、平成20年3月に「宮城県総合交通プラン」を策定し、平成24年度の改訂では、平成23年3月11日に発災した東日本大震災からの復旧・復興に対応するため、「災害に強い交通基盤の整備」「生活に必要な交通の維持と利便性の向上」などの施策を着実に推進してきました。令和3年3月で復興の取組が10年経過し、復興まちづくりが進み、それに合わせた交通体系が構築され、利便性の向上が図られてきました。

しかしながら、本県では本格的な人口減少期に入り、地域公共交通の利用者数は地方部を中心 に減少し、運行する側の担い手も不足が見込まれ、地域公共交通の維持が困難となることも想定 されます。

このような状況の下,令和2年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部が改正され,地方公共団体が中心となり,従前のまちづくりと連携した面的な地域公共交通ネットワークの再構築に加え,地域の輸送資源の総動員や既存の公共交通サービスの改善により,持続可能な地域公共交通の確保を図ることとされています。

さらに、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染拡大によって、公共交通機関の利用者が激減し、交通事業者は大きな打撃を受け、在宅勤務等のオンライン化による新しい生活様式の中で将来に向けて地域公共交通の在り方が問われています。

地域公共交通を取り巻く環境がより厳しさを増す中で、県として、県内の地域公共交通の考え 方を示す必要性が高まっていることから、従前の「宮城県総合交通プラン」の構成等を見直し、 地域公共交通に焦点を当てる形で「宮城県地域交通プラン」を策定するものです。

2 本プランの位置付け

本プランは、県の総合計画「新・宮城の将来ビジョン」(2021年~2030年)における交通分野の取組を着実に実行するため、その理念である「富県躍進! "PROGRESS Miyagi"~多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して~」を踏まえ、県民、交通事業者、市町村、県、国などの関係者が連携、協働し、持続可能な地域公共交通の実現を図るべく取り組む施策の基本的な考え方を取りまとめたものであり、今後、市町村等が策定する地域公共交通計画の指針となるものです。個々の施策の詳細は、実施に当たってその都度個別に検討するものとします。

また、関係するSDG s 1の視点を踏まえつつ、地域公共交通はまちづくりをはじめ、福祉、 買い物弱者対策、教育、観光など他の分野とも大きく関わることから、関連する県の各種計画と も連携していきます。

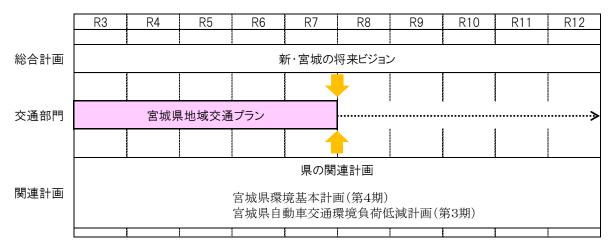


図 1-2-1 プランの位置付け概念図











図 1-2-2 関係するSDGsのゴール

3 本プランの計画期間

今後のライフスタイルの変化や、それに伴う交通を取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、令和3年度を初年度とし、令和7年度までの5年間とします。また、「新・宮城の将来ビジョン」(2021年~2030年)の10年間を見据えながら、その前半期に当たる令和7年度までに見直しを行い、令和8年度以降のプランを検討します。

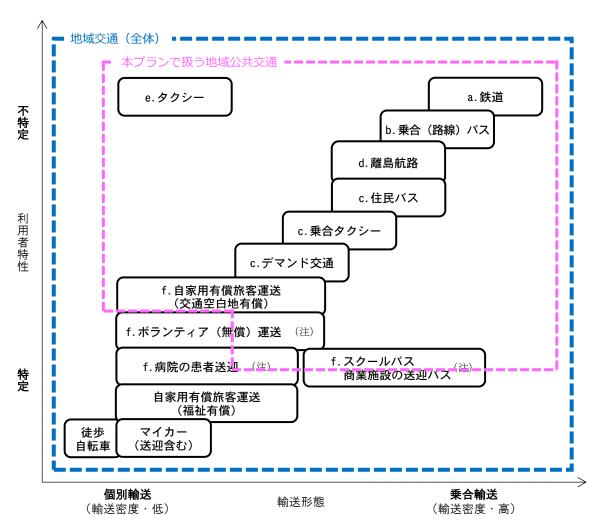
4 本プランの対象となる交通モード

本プランでは、地域内のあらゆる移動手段を「地域交通」と定義付けし、次の交通モードを「地域交通」における「地域公共交通」として取り扱います。各交通モードの役割を踏まえ、今後の施策を検討します。

- a. 鉄道(JR, 仙台空港鉄道, 阿武隈急行, 仙台市地下鉄)
- b. 乗合バス(事業者が自主運行するもので、特に地域間幹線系統²)
- c. 住民バス (市町村等が運営するもので,乗合タクシー³,デマンド交通⁴を含む。)
- d. 離島航路
- e. タクシー
- f. その他, 自家用有償旅客輸送⁵, ボランティア輸送(一般混乗⁶化したもの) など

[参考]

地域公共交通の定義(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第2条第1号) 地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来 訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう。



(注)ボランティア(無償)運送,スクールバス及び各施設の送迎のうち,利用者を限定せず,不特定多数が利用するものを本プランでは地域公共交通として取り扱う。

出典:国土交通省「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き」(一部改変)

図 1-4-1 本プランの対象となる交通モード

5 本プランの対象地域

宮城県全域とします。本プランで掲げる施策の全てが全域に一様に適用されるものではなく、 人口構成や産業構造など、それぞれの地域の状況に照らして検討することが必要です。